

## 令和3年度第2回

# 茨城県国土利用計画審議会議事録

日時 令和4年3月29日（火） 午前10時30分から

場所 茨城県市町村会館1階講堂（水戸市笠原町978-26）

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年3月29日(火) 午前10時25分から午前11時20分まで
- (2) 場所 茨城県市町村会館1階講堂(水戸市笠原町978-26)

## 2 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

## 3 議題

茨城県土地利用基本計画(計画図)の一部変更について〔地振諮問第2号〕

## 4 議事の概要

### 【開会】

会議開催に必要な定員の充足(6名以上)を確認し、開会

### 【議事の公開】

審議事項について公開が決定された。

### 【議事録署名人指名】

谷口会長から、議事録署名人として中根委員及び渡邊委員が指名された。

### 【議案審議】

#### ○谷口会長

それでは、議事に入らせていただきます。

茨城県土地利用基本計画(計画図)の一部変更について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

配付資料を基に、事務局が説明

#### ○谷口会長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がありましたら、お願いいたします。

#### ○谷口会長

最初に私から、ちょっと聞き漏らしたところを確認させてください。参考資料の方で、水害の防止のところでお話いただいた超過確率は何年で計算されていますか。

#### ○事務局

通常の調整池は、30年超過確率で計算しています。

○谷口会長

普通の洪水などより甘いですね。河川の洪水とかは、100年超過確率とかくらいだから、それよりは緩めという理解です。関連して、今日の説明であった、例えば一番サイズの大きい4番（8ページの39）のケースでは、調整池というのは考慮されていますか。

○事務局

事前に国の基準に則って審査をしており、現地が出来ていることも確認しています。調整池もあります。

○谷口会長

調整池は黄色の中にありますか。

○事務局

その通りです。

○A委員

参考資料で、林地開発許可制度についてご説明をいただきました。今回、この林地の縮小にあたっては、この林地開発許可制度の中で、災害防止から環境保全まで個別の項目について検討が行われてるということで理解してよろしいでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりです。

○A委員

そうであれば、先ほどの個別の案件それぞれについて、個別の災害、水害、水の確保、環境の保全、の項目について、どういう検討の結果が出てきたのか、補足の説明があった方がはっきりしやすいのではと思いますが、差し使えなければ、補足していただくことは可能でしょうか。

○事務局

例えば、参考資料に四つの審査基準がございます。

先ほどの説明と重複するかもしれませんが、例えば盛土、切土については、断面図を確認し、のり勾配が国の基準以下になっているかなどを確認しています。

許可申請書については、1件の申請について、このぐらい（10センチファイル程度）の厚さになるような書類を出していただき、その中で図面や水の容量など記載された書類を審査するような形になっております。

○A委員

結論的には、林地開発許可制度の4つの基準において、すべての案件を今見せていただいたような分厚い資料に基づいて点検した結果、問題ない、という理解でよろしいですね。

### ○事務局

はい。国の基準を満たしており、問題はありません。

### ○B委員

林地開発について、審査をし、調整池について30年超過確率という国の基準で審査されているとのことですが、流域防災との関係というのは、どのように考えているのでしょうか。

### ○事務局

調整池設置にあたっては、事業者が下流の水路の河川管理者の方に協議をし、断面が一番小さくなる場所を基準として、調整池の方でその水量以下になるように調整を図るという形で下流に害が無いように設置することとなっております。

### ○B委員

計画基準はいいのですが、いわゆるゲリラ豪雨など予期せぬ水が出てきた状況の中で、林地開発が増えたり、流入排出が増えたりすると大きく流出係数が変わるわけです。那珂川久慈川の状況でいくと、通常の3倍の雨量が降って来た状況の中っていうものを完全に勘案しろとは言いませんけど、例えば、50年（超過確率）とか、100年ぐらいの状況など。

許可の中の30年超過確率で評価することは、一定の基準として理解できるのですが、流域防災という全体の考えの中で、全体的な基準はどうかかなという事を危惧しているので、今後の問題として考えているかお聞きしたい。

### ○事務局

雨量計算については、30年間という事で説明させていただきましたが、例えば、参考資料13ページのところの下の囲い部分ですね、上から二つ目、排水施設の流域形成、背後溝について、0.9～1.0を基準となっております。これは0から1まであり、1は地下に全然浸透しないという状態です。今まではこの基準が背後溝の場合、以前は少し緩かったのですが、今現在は0.9～1.0となっており、県では0.95を使って計算していますので、以前から比べて、基準が厳しくなっていると解釈いただければと思います。

### ○B委員

基準がだんだん厳しくなるのはいいのですが、色々な状況が変わり、全体流出量が増えてくるといった状況の中でいわゆる、30年という基準はいいんです。

しかしながら、一般的な防災という状態の全体の状況を考えたときに、流域防災の状況から全体計画の考え方を持ってもいいのではないかということをお聞きしたい状況なのですが。

### ○谷口会長

大変重要なお指摘をいただいたと思いますが、県の方だけでは受けきれない部分でもあります。制度の改定など、国の方にも、何らかの形でお伝えしていただいた方がいいかなというところかと思っております。林地開発許可制度自体が昭和49年からで、その時の考え方で

作られているんですよね。基本的に。だから30年確率もその時から変わっていないのではないのでしょうか。そんなことはないですかね。

今ご指摘いただいたとおり、豪雨確率は今やっぱり非常に、今までの確率分布と違うところで、例えば西日本豪雨とか300年確率ぐらいの豪雨がポンと出てくるわけです。それで、30年で耐えうるものを各所で作っていると、それ1ヶ所だと河川も持つかもしれないが、30年確率のものがいっぱいあった時に、それが全部合わさると、結構大きな災害になるというご指摘ですよ。流域というのはそういう意味なので。また、残地森林率は15%でいいという、これもおそらく昭和49年の考え方なので、今、脱炭素やカーボンニュートラルという話になっている中で、そもそも森林をこれだけ切つていいのかという別次元の議論も多分あると思います。そういう意味でこの林地開発許可制度自体が、かなり、全体像として、時代遅れだという指摘をいろんなところから受けている状況になるのかなというふうに個人的には思っています。

行政の仕事としては、この通りやるという事で認められていると思いますけれども、委員の先生方からのご意見というの、制度改定などの機会があれば、ぜひ反映いただけるようにしていただいた方がいいかなというのが感想です。

ルールに従って行われているのはよく分かるので、答えていただかなくて結構ですけれども、昭和49年と今とは、大分違いますということだと思います。

ありがとうございます。

## ○C委員

太陽光発電の設置に伴う森林開発が非常に増えていると思います。例えば今日、具体的に取り上げて説明をしてくださった案件の中でも、4番(8ページ)と6番(12ページ)については、設備容量がほぼ同じ規模にも関わらず、切り開く面積が3倍ぐらい違いますが、なぜ同じ発電容量に対して、これだけ変更面積が違うのでしょうか。

林地開発許可制度は、環境保全の観点から不要に林地を切り開くことは、恐らくあってはならないという考え方があると思うのですが、本当に確認して、これだけの面積を切り開いて適切だったのかなどの観点で、審査されているのかということをお教えいただきたいと思っています。

## ○事務局

同じ程度の設備容量であっても、パネルの出力容量などもありますけれども、ここで一番違うのは、4番の北茨城は、ほぼ森林地域となっていますが、6番については、森林地域以外の部分も含まれていることです。資料の面積は、森林地域が縮小する面積を記載しております。

## ○C委員

開発自体は、森林ではない地域も行われているという事ですね。

## ○事務局

はい。森林法でいう地域森林計画以外の部分も含まれています。

#### ○C委員

分かりました。

#### ○谷口会長

効率的なエネルギーをどう作るかの、よいご指摘をいただいたと思います。  
他にありますか。

#### ○D委員

基本的な質問ですが、資料の写真を見ると太陽光設備などが出来ている様です。すでに開発されているものについて、私たちは、何に意見を言えばよいのでしょうか。計画図の変更に際しておかしいなどという余地があるのでしょうか。

#### ○事務局

今回、森林地域に関しては、確かに開発が済み、太陽光が張られています。今回の審議会は、林地開発許可が終わった後に地域森林計画を変更する手続きがありますので、その変更の前に、当審議会にかけるという事で、変更前にかかってはおりますけれども、実際には地域森林計画の変更といいますのは、すでに林地開発が終わったものを、森林ではなくなってしまったので、区域から除外していくという手続きが地域森林計画の変更の手続きになります。そういう意味では、国土審にかかる案件は、すでに林地開発が終わってしまっているので、後追い審議になるのではないかという事が、ずっと以前から、この制度ができたころから話がされております。また、そこにつきまして、国の関係省庁でも話し合いがされております。

森林の林地開発許可、森林法に則った手続きについては、現状の通りとなりますが、こちらの国土審に関しては、個別の林地開発許可が正しかったか是非を問うというよりは、全体を広い目を見て、全体の中で森林地域が減ることや、太陽光発電が出来ていくことについて、議論をいただくこととしております。

また、林地開発許可についても、疑義が出ることもあるかもしれませんので、そういったところについては、関係課の林政課がメンバーで参加しておりますので、森林審議会にフィードバックするというような役目もあるという事で、これまで、こちらの審議会をご説明をさせていただいたところでございます。

#### ○D委員

分かりました。ありがとうございます。

もう1点、林地開発許可についてですけれども、開発行為を申請しようとする者が申請書を出すというのが、最初の段階のようですけれども、そこから開発行為の許可が出るまでの期間はどのくらいか教えてください。

#### ○事務局

書類に不備がないという条件の下で、標準の処理期間として、65日、土日含まずという形でやっております。ただ、書類に不備があったり、関係する市町村長からの意見提出が少

しずれ込むなどということがあると、少し伸びる事もございます。

**○D委員**

ありがとうございます。

**○谷口会長**

前半ご指摘いただいたことは、以前からずっと言われていることで、本来なら、土地利用基本計画で全体をカバーして、その中で意思決定がされていくというのが筋かなとは思っていますので、中長期的には、そのように変わっていただきたいと思っています。これも国の問題ですね。

他に質問はございませんか。はい。

いろいろご意見をいただきましたので、ぜひ引き継いでいただければと思います。

それでは、個々の案件については、これは駄目などの意見は無かった様に思いますので、今日の諮問事項につきましては、知事に「異議なし」と答申をしたいと思いますが、差支えございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。

それでは、今回の諮問事項につきましては、「異議なし」の答申をいたします。

ありがとうございました。

以上で審議会の議事は、終了とさせていただきます。

委員の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

事務局に進行をお返しします。

---

**【閉会】**

委員への感謝の意を表し、閉会

## 令和3年度第2回 茨城県国土利用計画審議会 委員出席状況

選出区分	氏名	所属等	出欠
県議会	海野 透	茨城県議会議員	出席
土地問題	方波見 正	全国測量建設業協会連合会会長	出席
自然保護	金森 有子	国立環境研究所主任研究員	出席
林業	佐藤 健一	指導林家（杜づくり隊隊長）	出席
福祉	竹之内 章代	茨城県社会福祉士会会長	出席
都市問題	谷口 守	筑波大学教授	出席
商工業	寺門 一義	茨城県経営者協会会長	出席
労働問題	中根 麻里	日本労働組合総連合会茨城県連合会副部長	出席
法律	望月 直美	弁護士	出席
農業	八木岡 努	茨城県農業協同組合中央会会長	欠席
文教	渡邊 洋子	常磐大学准教授	出席

(50音順、敬称略)



【 署 名 】

会 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---